(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

⑴　コア資本に係る基礎項目

ａ　「普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額」のうち、「外部流出予定額（△）」の欄には、総（代）会で支払につき決議する配当金等の予定額を記載すること。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金の額、資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること（例えば、処分未済持分、優先出資申込証拠金及び自己優先出資等）。

ｂ　「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、自己資本比率告示第百五十条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

ｃ　「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

ｄ　「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第七項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

ｅ　「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第三項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

ｆ　「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第五項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

⑵　コア資本に係る調整項目

ａ　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

ｂ　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

ｃ　「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第三項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第七項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。

ｄ　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第一号に掲げる額をいう。

ｅ　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第二号に掲げる額をいう。

ｆ　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第六項第三号に掲げる額をいう。

ｇ　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第一号に掲げる額をいう。

ｈ　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第二号に掲げる額をいう。

ｉ　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十四条第七項第三号に掲げる額をいう。

ｊ　「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第十三条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第五項及び第六項の規定に従い、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十七年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で100であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（二十パーセント）を乗じた額（20）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた80を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	20	80
うち、のれんに係るものの額	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第五項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

⑶　リスク・アセット等

ａ　「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。

ｂ　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第六項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエク